

平泉成年後見センター

～住み慣れた地域で安心して暮らすために～

制度

成年後見制度について
知りたい・・・

将来

障がいがある子の
親亡き後が心配・・・



財産

財産の管理を自分で行う
ことができない・・・

契約

福祉サービスの契約
を自分で行うことが
できない・・・



成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人に対し、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人を法律的に保護し、支援する制度です。

成年後見制度の種類と内容

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度 ～すでに判断能力が十分でない方に～

ご本人にどの程度の支援が必要であるかを家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中からご本人の状態に合った支援を決定します。

		後 見	保 佐	補 助
本人の状態		判断能力がない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
医師による鑑定		必要	必要	不要
申立てができる人		本人・配偶者・四親等内の親族（P2 図）・検察官・市町村長など		
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人
申立てのときの本人の同意		不要	不要	必要
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限 本人の同意は不要	<ul style="list-style-type: none"> すべての法律行為に関する代理権 すべての行為に関する同意権・取消権（日常生活に関する行為を除く） 	民法 13 条 1 項※1 所定の行為に関する同意権・取消権	———
	申立ての範囲内で裁判所が審判で定める権限 本人の同意が必要	———	<ul style="list-style-type: none"> 「特定の法律行為※2」に関する代理権 民法 13 条 1 項※1 以外の行為に関する同意権・取消権 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定の法律行為※2」に関する代理権 民法 13 条 1 項※1 所定の行為に関する同意権・取消権

※1 民法 13 条 1 項に定められた行為

- ①預貯金の払戻し、金銭の貸付け ②金銭を借りること、保証人になること ③不動産など重要財産の処分
④訴訟行為 ⑤贈与、和解、仲裁合意 ⑥相続の承認放棄、遺産分割 ⑦贈与遺贈の放棄、不利な贈与遺贈を受けること ⑧新築、改築、増築、大修繕 ⑨特定期間を超える賃貸借契約

※2 特定の法律行為

預貯金の払戻し、不動産の売却、福祉サービスの契約など。その内容は、民法 13 条 1 項に挙げられている行為に限定されません。

法定後見人の権限…代理権・同意権・取消権

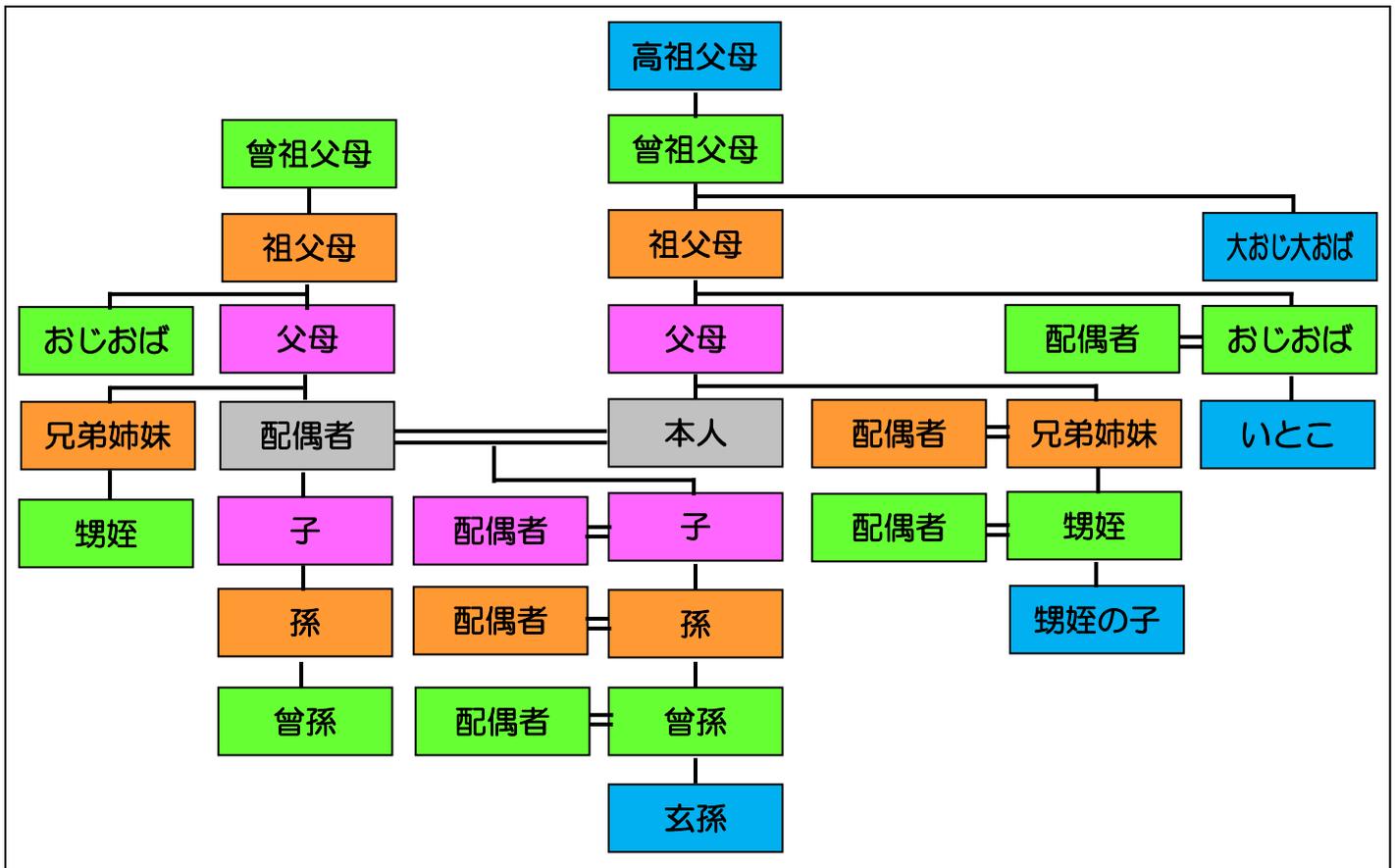
代理権	本人に代わって（本人を代理して）本人のために特定の法律行為を行う権限
同意権	本人が重要な法律行為を行う際に、その内容が本人にとって不利益ではないが検討し、問題がない場合に了承（同意）する権限
取消権	同意していない本人の行為を取り消す権限

任意後見制度 ～将来の不安に備えたい方に～

将来、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめご本人が支援してくれる人（任意後見人）や支援してもらう内容を契約により定めておく制度です。ご本人の判断能力が低下したとき、本人や親族などの申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務が開始されます。

任意後見契約は公証人による公証役場で作成します。 **お近くの公証役場までお問合せください**

四親等内の親族図



成年後見人等の仕事

成年後見人等ができること

- 金銭に関する支援（財産管理）
 - ・預貯金に関する金融機関との取引
 - ・不動産や権利書などの財産管理・保管・処分 など…
- 生活に関する支援（身上監護）
 - ・不動産など、本人の住宅確保に関する契約や費用の支払い
 - ・ガス、電気、水道代等の生活費の支払い
 - ・介護契約の締結や費用の支払い
 - ・福祉関係施設への入所に関する契約や費用の支払い
 - ・病院への入院、通院に関する契約や費用の支払い
 - ・税金、年金、社会保険の手続き など…

成年後見人等ができないこと

- 本人の日用品の購入に対する同意・取り消し
- 事実行為（食事や排泄の介助、送迎、病院への付き添い等）
- 医療行為への同意
- 施設入所や入院の際に必要な身元保証人・身元引受人・入院保証人等
- 死後の手続き（火葬の契約、医療費・入院費・公共料金等の支払い、預貯金の払戻し）

法定後見制度の手続きの流れ

① 申立て

- 申立て人が本人の住所地の家庭裁判所に申し立てます。
- 申立てには、申立て書の書類や手数料などの費用が必要です。

法定後見制度申立てに必要な書類

申立て人

- 戸籍謄本・住民票

本人

- 申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 財産目録及びその資料
- 収支予定表及びその資料
- 戸籍謄本・住民票
- 登記されていないことの証明書
- 診断書・診断書付票

後見人候補者

- 事情説明書
- 戸籍謄本・住民票

法定後見申立てにかかる費用

- 収入印紙・・・800円
(申立てごとに必要)
- 登記印紙・・・2,600円
- 郵便切手・・・2,840円～3,880円
- 診断書・・・医療機関ごとの所定の金額
- 鑑定料・・・10万円以下
(必要な場合)
- 戸籍謄本
戸籍謄本・・・1通 450円
改製原戸籍謄本・・・1通 750円
- 住民票・・・1通 300円

※申立て書類作成を専門家に依頼する場合は別途手数料が必要です。

② 審理

- 申立書類を点検し、申立人から申立ての理由の説明を聞きます。
- 本人に面接して意志の確認をしたり、生活状況などを調査します。親族の方に問い合わせをすることもあります。
- 家庭裁判所は、本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行うことがあります。

③ 審判

- 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と内容・範囲が決定されます。
- 場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。
- 法定後見人等に支払う報酬は、本人の支払能力に応じて家庭裁判所が決定します。

④ 審判確定 (法定後見開始)

- 本人、申立人、成年後見人等候補者に審判書が送付されます。
- 成年後見人等が審判書を受領してから2週間後に審判が確定します。
- 審判の内容は東京法務局に登録されます。(成年後見登記)
- 申立てから法定後見開始までの期間は、4ヶ月以内となっています。
- 確定後、成年後見人等は本人の財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。
- 財産管理や身上監護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。

⑤ 終了

- 家庭裁判所へ本人の死亡の連絡
- 管理している財産の計算
- 相続人への財産の引き渡し

任意後見制度の手続きの流れ

① 任意後見受任者と 委任内容の検討

- 将来、判断能力が不十分になったときにどのような生活を送りたいか、誰にどのような支援を受けたいかを考えます。
- 本人と任意後見受任者との話し合いにより、委任する内容を決めます。

② 任意後見契約

- 本人と任意後見の受任者となる人が一緒に公正証書による任意後見契約を結びます。
- 公正証書の内容は、公証人からの依頼（嘱託）により東京法務局に登録されます。
- 任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者の話し合いによって結ばれた契約で決まります。

③ 本人の 判断力低下

任意後見契約書作成にかかる費用

- 公正証書作成の基本手数料・・・ 11,000円
- 登記嘱託手数料・・・・・・・・・・1,400円
- 登記所に納付する印紙代・・・・・・・・2,600円
- 正本等の証書代

④ 任意後見監督人 選任の申立て

- 任意後見制度を利用するために、本人の所在地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申し立てます。

任意後見監督人選任の申立てにかかる費用

- 収入印紙・・・・・・・・・・800円
- 登記手数料・・・・・・・・・・1,400円
- 郵便切手・・・・・・・・・・2,240円
- その他・・・診断書、戸籍謄本等（P3参照）

⑤ 任意後見開始

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に後見人となり、任意後見が開始されます。

⑥ 終了

- 解除（正当な事由と家庭裁判所の許可が必要）
- 解任（不当な行為等が判明した場合）
- 死亡・破産（本人や任意後見人）など
- 法定後見の開始

平泉成年後見センターが行う業務内容

当センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また、多くの方に利用していただくため次のような業務を行います。

相 談（無料）

電話や窓口で、成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。

- 開設日 月曜日～金曜日（土・日・祝日及び年末年始はお休みとなります。）
- 時 間 午前8時30分～午後4時30分

法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を行います。

弁護士による相談（無料）

平泉町社会福祉協議会で行っている各種相談の中には、弁護士による法律相談がありますのでどうぞお気軽にご相談ください。

- 開設日 毎月1回（下記お問い合わせ先までご連絡ください。）
- 時 間 午後1時～午後3時まで
（一人あたりの相談時間は1時間程度です。）



お 問 い 合 わ せ

社会福祉法人 平泉町社会福祉協議会
平泉成年後見センター
〒029-4102
岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 12-6
（平泉町福祉活動センター アピュイ内）
電 話 0191-46-5658
0191-46-5077（代表）
FAX 0191-46-4887
HP アドレス <http://www8.plala.or.jp/h-shakyo/>

